

被保険者の皆様へ

雇用保険のしおり

こちらの「雇用保険のしおり」は、事業主の方から交付される「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)・雇用保険被保険者証」と併せて大切に保管してください。

※ 違う番号で複数の被保険者証を受けますと、不利な扱いとなる
ことがありますので、ご注意ください。

公共職業安定所(ハローワーク)
千葉労働局職業安定部職業安定課

このしおりでご紹介した内容は、雇用保険制度の概略であり、実際の給付にあたっては、この他にも細かな取り決めなどがあります。

また、法律改正などにより、ご紹介した給付の内容が見直されることがありますので、ご了承ください。

被保険者証は、次のような場合に必要となりますので、大切に保管してください。

- ① 新たに雇用保険に加入するとき。（就職）
- ② 失業して求職者給付の手続きをするとき。
- ③ 教育訓練給付の手続きをするとき。
- ④ その他、安定所で雇用保険の相談をするとき。

◎ 雇用保険制度とは	1
◎ 資格取得等確認通知書及び被保険者証	1
◎ 被保険者の種類について	2
◎ 失業等給付の概要について	3
◎ 求職者給付について	4
◎ 教育訓練給付について	8
◎ 雇用継続給付について	1 1
◎ 育児休業等給付について	1 4
◎ 雇用保険料について	1 8

雇 用 保 険 制 度 と は

雇用保険は、働く方が

- ① 失業した場合
- ② 雇用の継続が困難となる事由が生じた場合
- ③ 職業に関する教育訓練を受けた場合

に、必要な給付(失業等給付)を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、就職のための求職活動を支援し、

あわせて雇用保険二事業として、

- ④ 失業の予防、雇用機会の増大等
- ⑤ 労働者の職業能力の開発及び向上の促進等

を図ることを目的としています。

労働者をひとりでも雇用する事業主は必ず加入し、事業所に雇用される労働者は被保険者となります。

資 格 取 得 確 認 通 知 書 及 び 被 保 険 者 証

被保険者となった場合に必ず交付されるもので、これらには一人ひとり固有の雇用保険被保険者番号が記載されており、この番号によりあなたの「被保険者であった期間」が整理されています。転職された場合でも番号は変わりませんので、就職先の事業所に被保険者証を提出してください。(被保険者証の見本は16ページ参照)

また、各種の給付は「被保険者であった期間」を基に支給内容や支給の可否が決定されますので、被保険者証を紛失したり、違う番号で複数の被保険者証を所持することにならないようご注意ください。

なお、在職中においても被保険者証等は雇用保険のしおりと併せて大切に保管してください。

※ 雇用保険の加入手続きがされているかどうかの確認について、照会することができます。ただし、個人情報保護の観点から電話による照会はできません。

被 保 険 者 の 種 類 に つ い て

雇用保険の被保険者には、一般被保険者、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者の4種類があります。

一般被保険者：高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者をいいます。

高年齢被保険者：65歳以上の被保険者をいいます。

なお、65歳に達した日以降に雇用された者であって平成29年1月1日前から引き続いて雇用されている者については、平成29年1月1日に該当事業主の適用事業に雇用されたものとみなします。

なお、**短時間労働者**（パート労働者など正社員より就労時間が短い方）、派遣労働者の方も、次の2つの要件いずれにもあてはまる場合は一般被保険者又は高年齢被保険者となります。

- ① 一週間の所定労働時間が**20時間以上**であること。
- ② **31日以上**引き続き雇用されることが見込まれること。

具体的には、次のイ～ロに該当する場合などです。

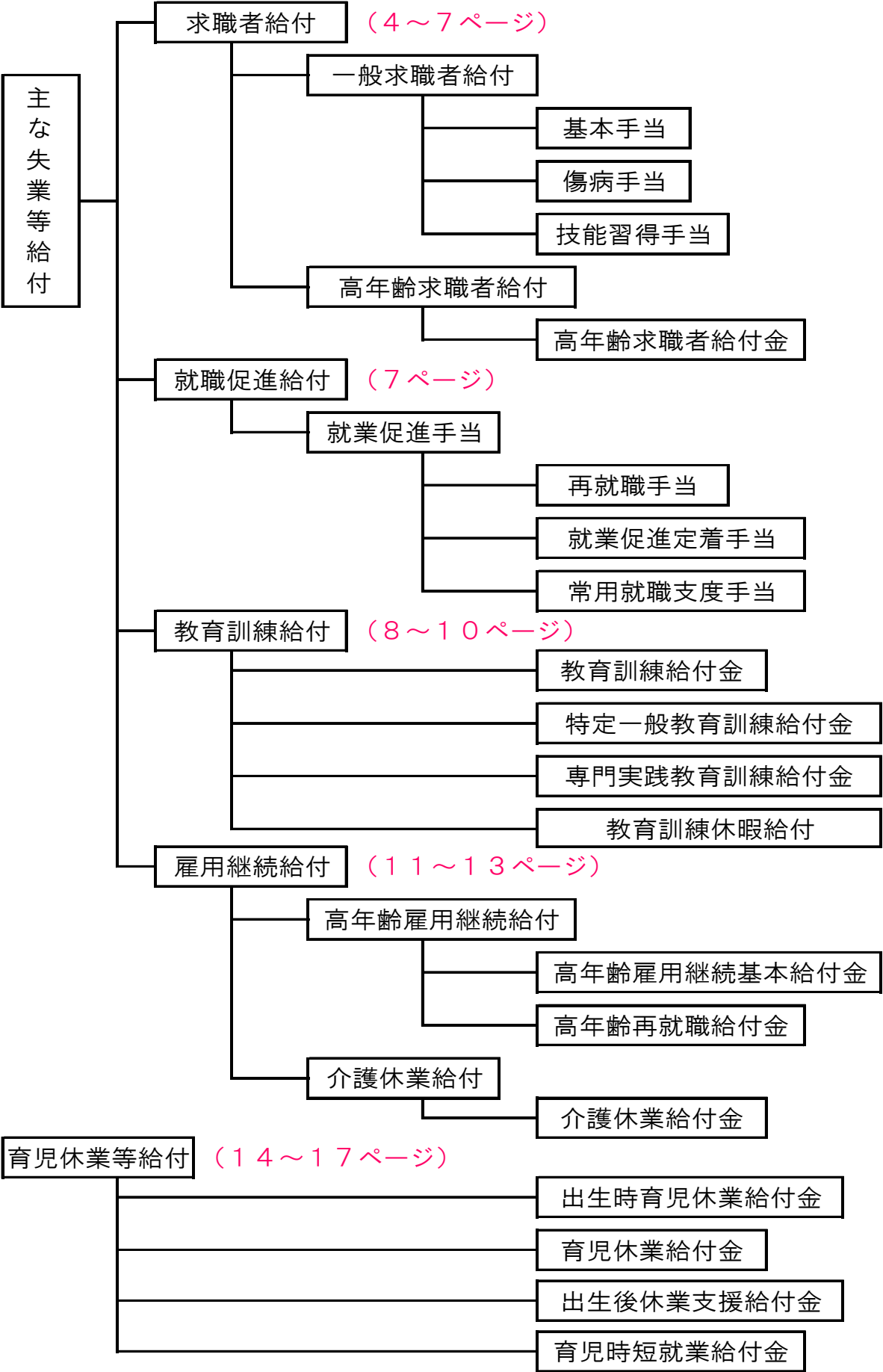
イ 期間の定めがなく雇用される場合

ロ 31日以上雇用が継続しないことが明確でない場合

例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。

- ・雇用契約に更新する旨の規定があり31日未満での雇止めの明示がないとき
- ・雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

失業給付の概要について



求 職 者 給 付 に つ い て

被保険者の方が失業した場合に、生活の安定を図り、就職活動を容易にするための給付です。

1. 受給資格

(1) 離職前2年間に、**11日以上働いた月が満12ヶ月以上**あること。なお、離職日が令和2年8月1日以降の者について、離職前2年間に11日以上働いた月が満12ヶ月ない場合は、**80時間以上働いた月**を1ヶ月として算定します。

※ ただし、倒産・解雇等により離職した方は離職前1年間に、**11日以上働いた月が満6ヶ月以上**あること。またこの場合は、離職日が令和2年8月1日以降の者について、離職前1年間に11日以上働いた月が満6ヶ月ない場合は、**80時間以上働いた月**を1ヶ月として算定します。

(2) 「失業の状態」にあることが必要です。

(次のいずれも満たすこと)

- ① 積極的に就職しようとする意思がある。
- ② いつでも就職できる状態（健康上、環境上）にある。
- ③ 現在、仕事を探しているにもかかわらず、職業に就くことができない。

なお、離職後、妊娠・出産・育児や、病気、けがなどの理由で、すぐに就職できない場合は、受給期間の延長手続きを行い、(2)の状態になってから改めて受給のための手続きを行うこととなります。

2. 受給手続き

離職後に、居住地管轄の公共職業安定所へ、会社から交付された離職票等を提出し、求職の申込みをすることが必要です。

(千葉県内の公共職業安定所一覧は、裏表紙にあります。)

※ 離職票は離職日の翌日から11日以内の届出が事業主に義務づけられておりますので、11日経過しても離職票が届かない場合は、住所を管轄する安定所へご相談ください。

「提出書類」

1. 雇用保険被保険者離職票-1 及び離職票-2

2. ①個人番号 及び ②身元確認書類
(①個人番号カード等、②運転免許証等)

3. 写真2枚(たて3cm×よこ2.4cm)

※退職時の年齢が65歳以上の場合は1枚

※本手続き及びこれに続き今後行う支給申請ごとにマイナンバーカードを提示する場合は写真の提出を省略できます。

4. 本人名義の預金通帳

※ 違う番号で複数の雇用保険被保険者証をお持ちの場合はご提出ください。

6. 受けられる日数（所定給付日数）

受給できる最大限の日数をいい、被保険者であった期間や離職理由、離職時の年齢により決定されます。

なお、65歳以上で離職した場合は、一定の日数に相当する金額が一時金として支給されます。

表Ⅰ 自己都合・定年・契約期間満了などによる離職者

被保険者として 雇用された期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	90日	120日	150日

表Ⅱ 倒産・解雇（懲戒解雇を除く）などによる離職者

被保険者として 雇用された期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

表Ⅲ 障害者などの就職困難者（離職理由問わず）

被保険者として 雇用された期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上 65歳未満		360日

※ 65歳以上で離職した方

被保険者として雇用された期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の支給額	30日分	50日分

7. 受給方法

65歳未満で離職した方は、原則として、**4週に一度**、指定された日時に公共職業安定所へ失業認定申告書を提出します。失業と認定された日数分の基本手当日額が、ご本人名義の口座へ振り込まれます。

また、65歳以上で離職した方は、指定された日時に、失業認定申告書を提出することにより、被保険者期間や離職前6ヶ月間の賃金等に基づき、該当する日数分の基本手当日額が一時金として、ご本人名義の口座へ振り込まれます。

8. 就職が決まった場合などの給付

求職者給付の手続き後に、一定の条件を満たして、職業に就いた場合や事業を開始した場合に支給されます。

(1) 再就職手当

- ① 常用雇用で就職した場合
- ② 自立した事業を開始した場合

(2) 就業促進定着手当

再就職手当の支給を受けた上で、再就職先に6ヶ月以上雇用され、かつ、再就職先での6ヶ月の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合

(3) 常用就職支度手当

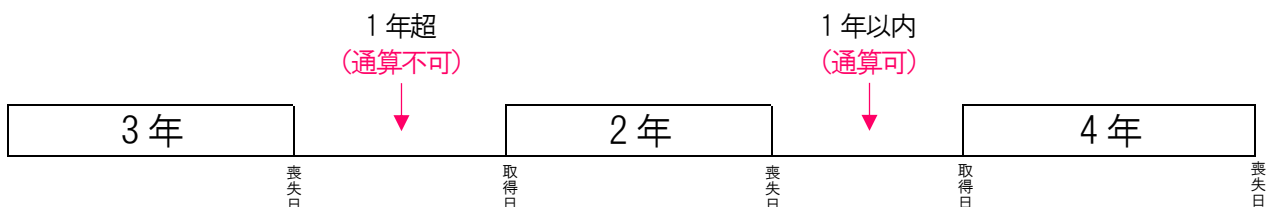
常用就職が困難（要件あり）な方が、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により常用雇用で就職した場合（再就職手当との併給はできません。）

9. 受給の手続きをせずにすぐに再就職した場合

離職（資格喪失）の日から**1年以内**に、再び被保険者となった場合は、前の会社の被保険者期間と再就職後の被保険者期間は通算されます。

（ただし、育児休業給付金の支給を受けた場合の期間は、基本手当等に係る算定基礎期間から除外されます。（14～15ページ参照）。）

例えば、下図の場合は6年となります。



また、60歳以上の方の場合は、「高年齢雇用継続基本給付金」に該当する場合があります。（詳しくは12ページを参照）

教 育 訓 練 給 付 に つ い て

働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練を受講するために支払った費用の一部が支給されます。

一般教育訓練給付金について

1. 支給対象者

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が **3 年以上**（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上）あり、前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに **3 年以上経過していること**などの要件を満たす雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者（在職者）又は一般被保険者及び高年齢被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給します。

2. 支給額

教育訓練施設に支払った**教育訓練経費の20%**に相当する額となります。

ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

特定一般教育訓練給付金について

1. 支給対象者

一般教育訓練給付金と同じです。

2. 支給額

教育訓練施設に支払った**教育訓練経費の40%**に相当する額となります。

ただし、その額が20万円を超える場合は20万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

また、令和6年10月1日以降に受講を開始した特定一般教育訓練の受講を修了した後、あらかじめ定められた資格等を取得し、受講終了日の翌日から **1 年以内**に一般被保険者として雇用された方又はすでに雇用されている方に対しては、**教育訓練経費の10%に相当する額を追加して支給**します。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とします。

専門実践教育訓練給付金について

1. 支給対象者

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が **3年以上**（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、2年以上）あること、前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに **3年以上経過していること**などの要件を満たす雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者（在職者）又は一般被保険者及び高年齢被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給します。

2. 支給額

教育訓練施設に支払った**教育訓練経費の50%に相当する額**となります。ただし、その額が1年間で40万円を超える場合の支給額は40万円（訓練期間が3年間の場合は40万円×3年間＝120万円が上限）とし、4千円を超えない場合は支給されません。

専門実践教育訓練の受講を修了した後、あらかじめ定められた資格等を取得し、受講終了日の翌日から **1年以内に一般被保険者として雇用された方**又はすでに雇用されている方に対しては、**教育訓練経費の20%に相当する額を追加して支給**します。ただし、その額が1年間で16万円を超える場合は16万円とします。（訓練期間が3年間の場合は16万円×3年間＝48万円が上限となります。）

また、上記に該当する方のうち、令和6年10月1日以降に受講を開始し、訓練修了後の賃金が**受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合**、**教育訓練経費の10%に相当する額を追加して支給**します。ただし、その額が1年間で8万円を超える場合は8万円とします。（訓練期間が3年間の場合は8万円×3年間＝24万円となります。）

※特定の講座の4年課程を受講される方が一定の条件を満たした場合には、通常3年分に加えて、4年目受講相当分が上乘せされることがあります。

※特定一般教育訓練給付・専門実践教育訓練給付の支給を希望する方は、原則として、訓練受講開始日2週間前までに受給資格の確認の手続きを行う必要があり、この受給資格確認の手続きの前にキャリアコンサルティングを受け、これを踏まえて記載されたジョブ・カードを提出する必要があります。

教育訓練休暇給付について

1. 支給対象者

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が5年以上あり、休暇開始前2年間に11日以上働いた月が12か月以上あるなどの一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）が、自発的に教育訓練等を受けるために就業規則等に基づいた無給の休暇を連続して30日以上取得した場合に支給します。

2. 支給額

休暇開始前6ヶ月間の毎月の賃金の1日あたりの金額のおよそ45%～80%です。また、毎年8月に給付額（基本手当日額）の見直しが行われます。

3. 受給できる日数

受給できる最大限の日数をいい、休暇開始前の被保険者であった期間により決定されます。また、支給されるのは休暇開始日から起算して1年間のうち、教育訓練休暇を取得した日に限ります。

被保険者として 雇用された期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	90日	120日	150日

※教育訓練休暇給付金を受給した場合、原則として、一定期間は失業給付等の雇用保険制度に基づく給付金を受給できません。

※教育訓練休暇の取得に当たっては、事業主の承認・手続が必要になりますので、教育訓練休暇の取得にあたっては、事業主の方とよくご相談ください。

雇 用 継 続 給 付 に つ い て

60 歳以降に賃金が低下したり、介護による休業が必要になった場合に、雇用の継続を援助、促進するために行う給付で「高年齢雇用継続給付」、「介護休業給付」があります。

高 年 齢 雇 用 継 続 給 付 に つ い て

60 歳以上 65 歳未満の一般被保険者の方が、受給資格を満たした時点の賃金と比べ、一定率以下に低下した賃金で働いている期間に支給されます。

高年齢雇用継続基本給付金

1. 受給資格

次のいずれかの要件を満たした時点の賃金に比べて、75%未満に低下している場合に支給されます。

- ① 60 歳時点で一般被保険者であった期間が5年以上ある場合はその時点
- ② 60 歳以降、一般被保険者であった期間が5年になった時点

2. 受けられる期間（受給期間）

受給資格の生じた日の属する月から、一般被保険者として雇用されている期間で、65 歳に達する日の属する月までです。

3. 支給額

原則として、支給対象月に実際に受けた賃金の 10%相当額を上限として支給されます。

※令和7年3月31日以前に受給資格を満たしている場合には15%相当額が上限となります。

4. 手続き

事業主を経由して、事業所管轄の公共職業安定所へ、原則として2ヶ月に一度申請書を提出します。

高年齢再就職給付金

1. 受給資格

求職者給付を受給中に、一定の条件を満たして再就職された場合に支給されます。

- ① 求職者給付を受給し、60歳以降一般被保険者として、再就職したこと。
- ② 基本手当の受給資格に係る離職の日において、被保険者期間が5年以上あること。
- ③ 求職者給付の所定給付日数を就職の前日において100日以上残していること。
- ④ 再就職後の賃金が、基本手当の賃金日額の30日分の額の75%未満に低下したこと。

2. 受けられる期間

所定給付日数の残日数により、以下の表の支給期間となります。

ただし、支給期間中に65歳に到達した場合は、到達した月までとなります。

基本手当の残日数	支給期間
200日以上	当該被保険者となった日の翌日から2年を経過した日の属する月まで
100日以上200日未満	当該被保険者となった日の翌日から1年を経過した日の属する月まで

なお、再就職手当（7ページ）との併給はできません。

3. 支給額

11ページの「支給額」と同様です。

4. 手続き

再就職した事業主を経由し、事業所管轄の公共職業安定所へ、原則として2ヶ月に一度申請書を提出します。

介護休業給付について

一般被保険者及び高年齢被保険者の方が、**家族を介護**するための介護休業を取得しやすくし、その後の職場復帰を円滑にするために、休業期間中の給付を行います。

介護休業給付金

1. 受給資格

次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫を介護するために休業した一般被保険者及び高年齢被保険者であること。
 - ② その休業について事業主が認め取得したものであること。
 - ③ 介護休業開始前2年間に、一般被保険者及び高年齢被保険者として**11日以上**働いた月が**12ヶ月以上**あること。なお、介護休業開始日が令和2年8月1日以降の者について、離職前2年間に11日以上働いた月が満12ヶ月ない場合は、**80時間以上**働いた月を1ヶ月として算定します。
 - ④ 一般被保険者及び高年齢被保険者として職場復帰することが前提の休業であること。
- ② 同一の家族について、支給日数の合計が**93日以内**の介護休業であること。
 - ③ 支給単位期間に就業している日が**10日以下**であること。

2. 受けられる期間

休業開始日から**最長3ヶ月間**支給されます。

ただし、支給単位期間に就業している日が10日以下でない場合や、一定額以上の賃金を受けた場合、また、休業期間中に退職した場合などは支給できません。

3. 支給額

休業開始時賃金日額×**67%**×30日（休業終了日の属する支給対象期間はその日数）

ただし、休業中に賃金が支払われた場合は調整されます。

4. 手続き

事業主を経由して、事業所管轄の公共職業安定所へ、介護休業終了日（休業期間が3ヶ月を超える場合は、3ヶ月目の最終日）の翌日から起算して2ヶ月を経過する日の属する月の末日までに申請書を提出します。

育 児 休 業 等 給 付 に つ い て

一般被保険者及び高年齢被保険者の方が、原則として1歳未満の子を養育するため育児休業を取得する際や、2歳未満の子を養育するために時短就業を行う際に、休業の取得や柔軟な働き方を行いやすくするために休業期間中や時短就業期間中に給付を行います。

出生時育児休業給付金

1. 受給資格

次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 子の誕生日から8週間を経過する日の翌日までの期間内に、4週間(28日)以内の期間を定めて、当該子を養育するための産後パパ育休(出生時育児休業)を取得した一般被保険者及び高年齢被保険者であること(2回まで分割取得可。)
- ② 育児休業開始前2年間に、一般被保険者及び高年齢被保険者として11日以上働いた月が12ヶ月以上あること。なお、育児休業開始日が令和2年8月1日以降の者について、休業開始前2年間に11日以上働いた月が満12ヶ月ない場合は、80時間以上働いた月を1ヶ月として算定します。
- ③ 職場復帰することが前提の休業であること。
- ④ 出生時育児休業期間中に就業している日が10日以下又は80時間以下であること。ただし、休業期間が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。
- ⑤ 出生時育児休業期間を対象とした賃金の支払いがある場合は、休業開始時の賃金月額80%未満であること。

2. 受けられる期間

「誕生日または出産予定日のうち早い日」から「誕生日または出産予定日のうち遅い日から8週間を経過する日の翌日まで」の期間内に4週間(28日)

3. 支給額

休業開始時賃金日額×休業期間の日数(28日が上限)×67%

※給付率について

出生時育児休業給付金が支給された日数は、育児休業給付の支給率67%の上限日数である180日に通算されます。181日目以降は支給率50%となります。

4. 手続き

事業主を経由して、事業所管轄の公共職業安定所へ申請書を提出し、分割取得した場合でも申請は1回にまとめて行います。

育児休業給付金

1. 受給資格

次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 1歳未満の子を養育するため、育児休業を取得する一般被保険者及び高年齢被保険者であること。
- ② 育児休業開始前2年間に、一般被保険者及び高年齢被保険者として11日以上働いた月が12ヶ月以上あること。なお、育児休業開始日が令和2年8月1日以降の者について、休業開始前2年間に11日以上働いた月が満12ヶ月ない場合は、80時間以上働いた月を1ヶ月として算定します。
- ③ 職場復帰することが前提の休業であること。
- ④ 支給単位期間に就業している日が10日以下又は80時間以下であること。
- ⑤ 支給単位期間に賃金の支払いがある場合は、休業開始前の賃金月額額の80%未満であること。

2. 受けられる期間

育児休業開始日から、原則として子が満1歳となる日の前日までです。

ただし、女性の方は、産後休業期間（出産日の翌日から8週間）は含まれません。

3. 支給額

休業開始日から180日目まで

休業開始時賃金日額×67%×30日

181日目以降

休業開始時賃金日額×50%×30日（休業終了日の属する支給対象期間はその日数）

ただし、休業中に賃金が支払われた場合は調整されます。

また、育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます。

4. 手続き

事業主を経由して、事業所管轄の公共職業安定所へ、原則として2ヶ月に一度申請書を提出します。

出生後休業支援給付金

1. 受給資格

次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 被保険者が同一の子について、対象期間に出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される育児休業を対象期間に通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
※令和7年4月1日以前から引き続き育児休業をしている場合には下線部を、「令和7年4月1日」と読み替えます。
※一定の場合には配偶者の育児休業の取得を要件としないことがあります。

2. 受けられる期間

- ・被保険者が父親または子が養子の場合
「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間
- ・被保険者が母親かつ子が養子でない場合
「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または 出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間
(産後休業(子の誕生日から8週間)は含まれません。)

※令和7年4月1日以前から引き続き育児休業をしている場合には下線部を、「令和7年4月1日」と読み替えます。

3. 支給額

休業開始時賃金日額×13%×対象期間内の休業日数(28日が上限)

4. 手続き

事業主を経由して、事業所管轄の公共職業安定所へ、原則として出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請とあわせて申請書を提出します。

育児時短就業給付金

1. 受給資格

次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 2歳未満の子を養育するため、1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業する被保険者であること。
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始したこと、
または、育児時短就業を開始する日の前2年間に、一般被保険者及び高年齢被保険者として11日以上働いた月が12ヶ月以上あること。時短就業開始日前2年間に11日以上働いた月が満12ヶ月ない場合は、80時間以上働いた月を1ヶ月として算定します。

2. 受けられる期間

原則として育児時短就業を開始した日が属する月から、子が満2歳となる日の前日が属する月までの各月。

ただし、産後休業期間（出産日の翌日から8週間）及び育児休業等の期間は含まれません。

3. 支給額

原則として、支給対象月に実際に受けた賃金の10%相当額を上限として支給されます。

4. 手続き

事業主を経由して、事業所管轄の公共職業安定所へ、原則として2ヶ月に一度申請書を提出します。

雇 用 保 険 料 に つ い て

雇用保険にかかる費用は、事業主と被保険者からの保険料と国庫からの負担により賄われます。それぞれの負担額は、賃金の総額（ボーナスも含みます。）に下表の負担率を乗じた額となります。

なお、平成31年度（令和元年度）まで、年度の初日（4月1日）において、64歳以上の一般被保険者及び高年齢被保険者に係る保険料は、その年度から免除されておりましたが、令和2年度より、年度の初日（4月1日）において、64歳以上の方についても雇用保険料の徴収が必要となります。

（令和8年4月1日現在）

事業の種類	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	$\frac{8.5}{1000}$	$\frac{5}{1000}$
農林水産、 清酒製造の事業	$\frac{9.5}{1000}$	$\frac{6}{1000}$
建設の事業	$\frac{10.5}{1000}$	$\frac{6}{1000}$

注）法改正により改定される場合があります。

(見本)

<キリトリ>

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者通知用)

個人番号登録あり



被保険者番号
0000-000000-1

確認(受理)
通知年月日
H290310

資格取得年月日
H290301

取得時
被保険者種類
1 18歳以上
4 20歳以上
2 25歳以上
11 高年齢(65歳以上)

被保険者氏名
千葉 コロロ
生年月日
(元号-年月日)
4 | 040101

2 大正 3 昭和
(4 平成 5 令和)

事業所名称
0000株式会社
転勤の年月日

切り離して、この部分のみ就職先に提出することができます。

様式第7号

雇用保険被保険者証



被保険者番号
0000-000000-1

被保険者氏名
千葉 コロロ
生年月日
(元号-年月日)
4 | 040101

2 大正 3 昭和
(4 平成 5 令和)

キャリアメモ

(自分の職歴などを記載し、履歴書を作成する際などの参考にしましょう。)

勤務先事業所名	勤続期間	仕事の内容など
	年 月 日 ～ 年 月 日	
	年 月 日 ～ 年 月 日	
	年 月 日 ～ 年 月 日	
	年 月 日 ～ 年 月 日	
	年 月 日 ～ 年 月 日	

免許・資格の種類	取得年月日	取得の番号等

基礎年金番号

公共職業安定所一覧

注：（ ）は出張所

名 称	所 在 地	電話番号	最寄駅
千 葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	043(242)1181	J R千葉・千葉みなと 京成千葉・新千葉 モノレール市役所前
千 葉 南	〒260-0842 千葉市中央区南町2-16-3 海気館蘇我駅前ビル3・4階	043(300)8609	J R 蘇 我
市 川	〒272-8543 市川市南八幡5-11-21	047(370)8609	J R 本 八 幡 京 成 八 幡 都 営 本 八 幡
銚 子	〒288-0041 銚子市中央町8-16 銚子労働総合庁舎1・2階	0479(22)7406	J R 銚 子
館 山	〒294-0047 館山市八幡815-2	0470(22)2236	J R 館 山
木 更 津	〒292-0831 木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津ビル5階	0438(25)8609	J R 木 更 津
佐 原	〒287-0002 香取市北1-3-2	0478(55)1132	J R 佐 原
茂 原	〒297-0078 茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎 1 階	0475(25)8609	J R 茂 原
(いすみ)	〒298-0004 いすみ市大原8000-1	0470(62)3551	J R 大 原
松 戸	〒271-0092 松戸市松戸1307-1 松戸ビル3・10階	047(367)8609	J R 松 戸 新 京 成 松 戸
(野 田)	〒278-0027 野田市みずき2-6-1	04(7124)4181	東 武 梅 郷
船 橋 ※	〒273-0011 船橋市湊町2-10-17 〒273-0005 船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル4階	047(431)8287 047(420)8609	J R 船 橋 京 成 船 橋 東 武 船 橋
成 田 ※	〒286-0036 成田市加良部3-4-2 〒286-0033 成田市花崎町828-11 スカイタウン成田 3 階	0476(27)8609 0476(89)1700	J R 成 田 京 成 成 田

※船橋及び成田公共職業安定所は庁舎が2ヶ所あります。